

(意見提出様式)

障害支援区分への見直し（案）に対する意見

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課あて

住所：鹿児島県鹿児島市

氏名： 岡 元 鐵 哉

(※) 法人・団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

〔 意 見 〕

障害程度区分から障害支援区分への見直しについて

I なぜ知的障害者は一律に区分され、本人の希望とは無関係に支援が決められるのですか。

(1) 障害程度区分を障害支援区分としても根本的なものは変わっていないと考えます。

障害程度区分の定義は「障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの」とあり、障害支援区分の定義は「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とありますが、いずれにしても障害福祉サービスの制限に用いるというその根本的な思想は何も変わっていないと思えます。

(2) 知的障害者が必要とする支援を自己選択できるようなしくみにしてください。

知的障害者も、社会の一員としてその人権を尊重されるためには、一人ひとりが必要とする支援の質・量は微妙に異なります。そのため、必要とする支援を周りの人の指導や援助を受けながら知的障害者が自己選択できる仕組みが必要です。

II 知的障害者の特性を十分に踏まえた評価項目ではありません。

(1) 知的障害者の必要とする支援は一律ではありません。

知的障害者が、かけがえのない個人として尊重されその人らしく生きるために障害福祉サービスは欠かせないものです。しかし、障害の程度・環境等は一人ひとり異なっていて、必要とする支援の質・量も障害者各人により異なります。

したがって、一律に区分・区別するのでなく、一人ひとりが本当に必要とする支援が受けられるようにしていただきたい。

(2) 知的障害者の特性を踏まえた評価項目ではありません。

今までのコンピュータによる障害程度区分の判定は、介護認定のために開発された判定方式をそのまま流用しているため、知的障害者の特性を十分に評価できていないと思います。

そのことを踏まえ、現在検討されている新しい障害支援区分の判定項目は、移動や動作等に関連する項目 12、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 16、意志疎通に関連する項目 6、行動障害に関連する項目 34、特別な医療に関連する項目 12 になっており、これまでよりは改善されたと評価できます。

しかし、知的障害者の生活に大きく影響している知的障害者の生育歴・家庭状況・環境・将来の高齢時の課題等に関する判定項目がありません。

このような判定項目で評価・区分されるとすれば、本当に必要とする支援が受けられない知的障害者が出てまいります。

III 知的障害者の特性を踏まえた新たな支援制度を構築してください。

(1) 悲しい現実を理解してください・

知的障害を抱えた我が子を評価・判定される場で、知的障害者の父や母が「私の子供は〇〇ができない。〇〇もできない。」と否定的に言わなければ必要とする支援を受け難い区分制度でした。ほんの少しでもできることがあれば、「私の子供は〇〇ができますよ。」と言えるような知的障害者を肯定的に観ることができるような制度にしてください。

(2) 希望を持たせてください。

社会において生き辛さがある知的障害者を区分・区別して支援するという仕組みそのものが、知的障害者の生活を豊かにする事には繋がりません。

区分・区別をもとに支援する仕組みは廃止し、新たな考え方にもとづく知的障害者の支援制度をぜひ構築していただきたい。